

簡易公募型競争入札方式に準じた方式（価格競争方式）に係る手続開始の公示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成23年10月27日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 北部国道事務所長 上原 勇賢

1. 業務概要

(1) 業務名 平成23年度道路台帳図更新及び用地境界確定（その1）業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、道路台帳図の更新及び用地境界の明確化を図ることを目的とする業務である。

主な業務内容は以下のとおりである。

・基準点測量	・・・・・・・・・・・・・・・・	一式
・水準測量	・・・・・・・・・・・・・・・・	一式
・地形測量	・・・・・・・・・・・・・・・・	一式
・路線測量	・・・・・・・・・・・・・・・・	一式
・用地測量	・・・・・・・・・・・・・・・・	一式
・道路台帳作成（道路台帳図修正）	・・・・・・・・	一式

(3) 履行期間 契約締結の翌日～平成24年3月30日

(4) 本業務は提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

(5) 参加表明書を提出する際に業務の一部について見積書の提出を求め、入札前に採用歩掛りを公表する試行業務である。

2. 指名されるために必要な要件

入札参加者は、下記2-1に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

2-1 単体企業

- 1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 沖縄総合事務局における平成23・24年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。
- 3) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

- 4) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取り消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）でないこと。
- 5) 別途発注済の「平成 23 年度北部国道事務所管理関係資料整理業務」、「平成 23 年度北部国道事務所改築関係資料整理（その 1）業務」、「平成 23 年度北部国道事務所改築関係資料整理（その 2）業務」の受託者（一般社団法人沖縄しまて協会と資本若しくは人事面（出向元および派遣元を含む）において関連がないものであること。

2-2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（昭和54年4月1日付け開管理第469号）（以下「競争入札心得」という。）第4条の3第2項の規程に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①親会社と子会社の関係にある場合
- ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2-3 入札参加者を選定するための基準

沖縄総合事務局競争参加者選定要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「技術的適性」については、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

2-4 参加表明書に関する要件

(1) 参加表明書の提出者に対する要件

①技術力に関する要件

参加表明書を提出する者は、「測量業務登録規程」（以下「登録規程」という。）において登録を受けていること。

②同種業務の実績

下記に示される同種業務について、平成 13 年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有さな

ければならない。

同種業務：道路台帳作成又は用地境界確定を行った業務

ただし、契約金額が100万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人に限る。

③実績として挙げた個々の業務成績が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した業務（営繕・港湾空港事業、業務成績評定対象外業務を除く）以外の業務は、この限りではない。

④平成21年度から平成22年度末までに完了した業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港事業を除く）の「測量業務」の平均業務成績が2年連続60点以上であること。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港事業を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

⑤業務実施体制

業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

⑥沖縄県内に本店があること。

（２）配置予定技術者に対する要件

①予定主任技術者

予定主任技術者については下記のア)、ウ)、エ)、オ)に示す条件を満たす者であり、イ)の実績を有する者であることとする。

(ア)下記の資格を有する者

[1]測量法に基づく測量士の資格を有する者。

(イ)下記の実績を有する者。

[1]平成13年度以降公示日までに完了した業務において、下記に示される「同種業務」の実績を1件以上有さなければならない。

同種業務：道路台帳作成又は用地境界確定を行った業務

・ただし、契約金額が100万円以上の業務で発注機関は国、地方公共団体、地方公社、特殊法人、独立行政法人に限る。

・職務上従事した立場は管理（主任）技術者又は担当技術者とし、照査技術者として従事した業務は除く。

・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の発注した業務（営繕・港湾空港事業、業務成績評定対象外業務を除く）以外の業務は、この限りではない。

(ウ)平成23年10月27日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む）が4億円未満かつ10件未満である者。

手持ち業務とは、管理（主任）技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

平成23年10月27日現在での手持ち業務のうち、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量

の契約金額を4億円から2億円に、件数を10件から5件にするものとする。その上で、予定主任技術者が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、競争契約入札心得第6条第9号の規程により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

また、本業務の履行期間中に予定主任技術者の手持ち業務量が契約金額で4億円、件数で10件（平成23年10月27日現在での手持ち業務量に、国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがある場合には、契約金額で2億円、件数で5件）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任技術者を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- [1]当該主任技術者と同等の同種業務実績を有する者
- [2]当該主任技術者と同等の技術者資格を有する者
- [3]当該主任技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- [4]手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定主任技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(エ)平成21年度以降から平成22年度までに完了した同一業種の業務について、管理(主任)技術者として担当した国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港事業を除く）の平均業務成績が2年連続60点以上であること。

ただし、100万円以上の国土交通省及び沖縄総合事務局開発建設部発注業務（営繕・港湾空港事業を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

(オ)参加表明書の提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加表明書の提出日限日において、雇用関係にあること。

②予定担当技術者

予定担当技術者は1名以上については下記の要件を満たす者であることとする。

(7)下記のいずれかの資格を有する者

- [1]測量法に基づく測量士又は測量士補の資格を有する者。

③指名されるために必要な要件確認のため、添付を義務づけた技術資料等において、添付がなく、記載内容の確認できない時は、書類不備により、指名されるために必要な要件の確認ができないものとして失格とする場合がある。

(3) 参加表明書を選定するための評価基準

参加表明書の提出者が11者以上となった場合は、下記の1)～3)の基準に基づいて上位10者を選定する。

- 1) 参加表明書の提出者の経験及び能力
- 2) 配置予定技術者の経験及び能力
- 3) 業務実施体制

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
沖縄総合事務局 北部国道事務所 総務課 契約係
電 話：0980-52-4350
FAX：0980-52-1131

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムより交付する。

交付期間： 平成23年10月27日(木)から平成23年11月8日(火)までのうち、閉庁日を除く毎日の「9時00分から17時15分まで」とする。

但し、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、上記3.(1)担当部局にて交付するので、あらかじめ連絡すること。

なお、希望者には、郵送等による交付も行うので申し出ること。
この場合において、送料は希望者の負担とする。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.2-1 2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者及び申請中の者とする。

(4) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限： 平成23年10月28日(金)から平成23年11月8日(火)17時15分まで。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成23年11月8日(火)17時15分までに上記3.(1)に必着とする。

提出場所： 発注者の承諾を得て持参あるいは郵送による場合は上記3.(1)に同じ。

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、但発注者の承諾を得て紙による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(5) 指名通知の日

指名通知の日は平成23年11月21日(月)を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。

入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは、
平成23年12月1日（木）17時15分まで。
持参による場合の締め切りは、
平成23年12月1日（木）17時15分まで。

開札日時：平成23年12月2日（金） 9時00分

開札場所：〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号
沖縄総合事務局 北部国道事務所 入札室 にて行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

1) 入札価格が予決令第 79 条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき作成するものとする。

(5) 原則として、当該入札の執行において入札回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規程に基づく随意契約には移行しない。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 3. (1) に同じ。

(9) 本案件は提出資料、入札等を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。

(10) 詳細は入札説明書による。